

■ 市民人権部 市民税課 ■

1 市民税

(1) 主な法令改正等

ア 公的年金からの特別徴収制度の導入

公的年金受給者の納税の便宜や住民税の徴収の効率化を図るため、公的年金等の所得に対する住民税額を公的年金から引き落とす特別徴収制度が導入された。対象となるのは、前年中から引き続き公的年金等の支払いを受け、4月1日において年齢が65歳以上の者で、住民税額の引き落としは平成21年10月支給年金から開始された。

イ 寄附金税制の見直し

寄附金税制全体の抜本的な見直しとともに、地方公共団体に対する寄附金税制の大幅な拡充が行われた。今回の見直しにより、所得控除方式から税額控除方式への変更、控除対象限度額の引上げ及び適用下限額の引下げの改正が行われた。また、地方公共団体に対する寄附金については「ふるさと納税」の趣旨に鑑み、特例控除額として上乗せして税額控除を適用することとした。

(2) 課税状況

市県民税の調定

ア 現年度分

(ア) 個人

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額
均 等 割	74,393 人	212,920,390 円	74,393 人	106,380,470 円
所 得 割	67,752 人	6,348,423,290 円	67,650 人	4,230,502,550 円
合 計	74,393 人	6,561,343,680 円	74,393 人	4,336,883,020 円

* 県民税均等割には「森林環境保全税」500円が上乗せ課税

(イ) 法人

区 分	納税義務者数 (延べ数)	調 定 額
均 等 割	5,228 件	548,296,300 円
うち旧淀江町分	173	15,025,300
法 人 税 割	2,530	1,166,944,000
うち旧淀江町分	70	17,451,000
合 計	7,758	1,715,240,300
うち旧淀江町分	243	32,476,300

イ 退職所得に係る分離課税分

申告納付件数	市 民 税	県 民 税
409 件	69,717,876 円	45,384,084 円

ウ 過年度分

(ア) 個人

市 民 税		県 民 税	
納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額
808 人	26,295,140 円	808 人	16,809,560 円

(イ) 法人

区 分	納税義務者数 (延べ数)	調 定 額
均 等 割	57 件	6,061,000 円
うち旧淀江町分	0	0
法 人 税 割	450	26,485,300
うち旧淀江町分	13	261,100
合 計	507	32,546,300
うち旧淀江町分	13	261,100

エ 減免申請に基づく処理状況

(ア) 個人市県民税

申請件数	否認件数	減免件数	減 免 税 額	
			個人市民税	個人県民税
28 件	3 件	25 件	521,800 円	345,900 円

(イ) 法人市民税

申請件数	否認件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法 人 税 割
25 件	0 件	25 件	1,260,000 円	0 円

(3) 申告相談

次のとおり申告相談を 2 会場で実施した。

○米子コンベンションセンター

米子税務署と合同で実施し、米子市は主に年金、農業所得に関するコーナーを担当した。

- ・相談期間 平成 22 年 2 月 10 日 (水) ~平成 22 年 3 月 15 日 (月) (土・日・祝除く)
- ・相談件数 14,706 件 (会場全体での件数)

○米子市役所淀江支所

淀江地区の申告相談

- ・相談期間 平成 22 年 2 月 8 日 (月) ~平成 22 年 2 月 26 日 (金) (土・日・祝除く)
- ・相談件数 834 件

2 軽自動車税

(1) 課税状況

ア 現年度分

納税義務者数	課税台数	調定額
40,561人	55,550台	296,936,400円

種別		税率(円/台)	賦課期日台数(台)	非課税台数(台)	減免・課税免除台数(台)	課税台数(台)	調定額(円)	
原動機付 自転車	第一種	1,000	4,524	9	5	4,510	4,510,000	
	第二種乙	1,200	554	2	1	551	661,200	
	第二種甲	1,600	302	26	3	273	436,800	
	ミニカー	2,500	72	1	0	71	177,500	
小型特殊自動車	農耕車	1,600	2,372	9	0	2,363	3,780,800	
	その他	4,700	156	7	0	149	700,300	
軽自動車	軽二輪	2,400	1,001	3	1	997	2,392,800	
	軽三輪	3,100	4	0	0	4	12,400	
	四輪貨物	自家用	4,000	15,131	126	274	14,731	58,924,000
		営業用	3,000	240	0	1	239	717,000
	四輪乗用	自家用	7,200	31,479	70	793	30,616	220,435,200
		営業用	5,500	4	0	0	4	22,000
	雪上車	2,400	2	1	0	1	2,400	
二輪の小型自動車		4,000	1,065	2	22	1,041	4,164,000	
合計			56,906	256	1,100	55,550	296,936,400	

イ 過年度分

納税義務者数	課税台数	調定額
6人	12台	61,200円

(2) 減免の状況

区分	申請件数	減免件数	減免台数	減免税額	
公益のため直接使用するもの	16件	16件	155台	856,800円	
自動車学校の生徒の教習用	2	2	6	16,200	
身体障害者等に 対するもの	本人が運転するもの	294	294	294	1,877,200
	家族が運転するもの	142	142	142	958,400
その構造が身体障害者の利用に供するためのもの	14	14	26	160,600	
合計	468	468	623	3,869,200	

(3) 課税免除の状況

区分	申請件数	減免件数	減免台数	減免税額
商品であって使用しないもの	29件	29件	477台	3,040,800円

3 市たばこ税

課税状況

区 分	課税標準 (本)	税 率	調定額 (円)
旧 3 級品の紙巻たばこ以外	273,405,438	1,000 本につき 3,298 円	901,691,128
旧 3 級品の紙巻たばこ	5,849,440	1,000 本につき 1,564 円	9,148,527
合 計	279,254,878		910,839,655

4 鉱産税

課税状況

課 税 標 準	税 率	調 定 額
—	1.0 / 100	—

課税標準が 200 万円以下の場合の税率は 0.7 / 100

5 入湯税

課税状況

課 税 標 準	税 率	調 定 額	特別徴収義務者数
436,026 人	1人当たり 150 円	65,403,900 円	30 人

6 窓口事務

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区 分	一 般	公 用	合 計
標 識 交 付 申 請	606 件	0 件	606 件
廃 車 申 告	815	0	815
変 更 申 告	136	0	136
標 識 再 交 付 申 請	6	0	6
標 識 弁 償	4	0	4

(2) 証明取扱件数

所 得 証 明	7,549 件
資 産 証 明	3,164
住 宅 用 家 屋 証 明	501
廃 車 証 明	72
そ の 他 の 証 明	259

(3) 閲覧取扱件数

閱 覧	1,111 件
-----	---------

(4) 固定資産台帳複写枚数

複 写	1,254 件	3,779 枚
-----	---------	---------